

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年2月3日	有限会社杉正商運(法人番号3150002009039)代表者杉岡祐治	奈良県葛城市葛木184-2	本社	奈良県葛城市葛木184-2	輸送施設の使用停止(45日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月14日及び同年7月22日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
令和5年2月6日	有限会社泰興運輸(法人番号5120102002803)代表者安川信弘	大阪府堺市中区深井東町3146	本社	大阪府堺市中区深井東町2771-3、2774-1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年6月23日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年2月8日	有限会社松本商店(法人番号8120102020389)代表者松本光由	大阪府河内長野市三日市町281番地6	本社	大阪府河内長野市三日市町281番地6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年8月22日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和5年2月8日	今村運輸株式会社(法人番号1122001015071)代表者水井耕二	大阪府大東市諸福8丁目2番14号	本社	大阪府大東市新田中町7-17	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年7月28日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、	12	12

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年2月15日	株式会社ファーストランスポート(法人番号8120001152250)代表者鈴木恵美	大阪府枚方市桜丘町77-10	本社	大阪府枚方市桜丘町77-10	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項後段	令和4年7月28日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(12)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	11	11
令和5年2月16日	ジョーシンサービス株式会社(法人番号7120001038467)代表者畑島和也	大阪府大阪市浪速区日本橋4-8-12	大阪中央	大阪府大阪市住之江区南港東5-1-4	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年2月20日	和物株式会社(法人番号3170001013361)代表者新井康人	和歌山県紀の川市桃山町調月2134-1	本社	和歌山県紀の川市桃山町調月2134番地1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年7月27日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)]の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7
令和5年2月21日	旭陸運倉庫株式会社(法人番号8140001076571)代表者清水勝典	兵庫県小野市万勝寺町378-7	小野	兵庫県小野市万勝寺町378番地7	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年8月1日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和5年2月21日	堀口運輸倉庫株式会社(法人番号6120001016201)代表者堀口高範	大阪府大阪市城東区今福西6-10-6	城東	大阪府大阪市城東区今福西6-10-6	輸送施設の使用停止(150日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月22日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	15	15

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年2月22日	三洸運送株式会社(法人番号2120001055582)代表者平田光三	大阪府豊中市走井2丁目1番12号	本店	大阪府豊中市走井2-1-12	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年8月29日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	10	10